

東京都における医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品の担当部署一覧

法規	内容	対象	担当部署
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）	該当性 （プログラムの該当性を除く）	都内全域の事業者	保健医療局健康安全部薬務課監視指導担当 電話：03-5320-4512 場所：都庁第一本庁舎30階北側 ※事前相談は予約制です。 ※プログラムの該当性相談の窓口は、厚生労働省です。
	広告	都内全域の製造販売業者・製造業者以外の事業者	
	製品表示 ・ 広告 （製造販売業者・製造業者が行うもの）	・医薬品 （体外診断用医薬品を除く） ・医薬部外品 ・化粧品 ・再生医療等製品 上記の製造販売業者又は製造業者	健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課 場所：新宿区百人町三丁目24番1号 本館1階
			医薬品第一区担当（電話：03-5937-1036） 《担当地区》 千代田区、中央区、足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、荒川区
医薬品第二区担当（電話：03-5937-1039） 《担当地区》 港区、目黒区、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区、文京区			
		医薬品第三区担当（電話：03-5937-1042） 《担当地区》 新宿区、中野区、杉並区、練馬区、台東区、豊島区、北区、板橋区、多摩地区・島しょ地区	
		・医療機器 ・体外診断用医薬品 上記の製造販売業者又は製造業者	健康安全研究センター広域監視部医療機器監視課 場所：新宿区百人町三丁目24番1号 本館1階
			医療機器第一区担当（電話：03-5937-1046） 《担当地区》 千代田区、中央区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
			医療機器第二区担当（電話：03-5937-1051） 《担当地区》 文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区 杉並区、練馬区
			医療機器第三区担当（電話：03-5937-1056） 《担当地区》 港区、新宿区、板橋区、多摩地区
不当景品類及び不当表示防止法	不当表示 優良誤認 有利誤認	都内全域	生活文化スポーツ局消費生活部取引指導課表示指導担当 電話：03-5388-3068 場所：都庁第一本庁舎18階北側

<Memo>